

第百四十五回
国会

参議院労働・社会政策委員会会議録第十四号

平成十一年六月二十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月二十九日

大脇 雅子君

補欠選任

大脇 雅子君

梶原 敬義君

出席者は左のとおり。

委員長

吉岡 吉典君

理事

田浦 直君

溝手 直君

川橋 幸子君

笹野 貞子君

山崎 力君

委員

大島 慶久君

齊藤 滋宣君

鈴木 政二君

中島 眞人君

山崎 正昭君

今泉 昭君

小宮山 洋子君

谷林 正昭君

但馬 久美君

山本 保君

市田 忠義君

梶原 敬義君

鶴保 庸介君

国務大臣

労働大臣

甘利 明君

政府委員

労働省職業安定局長

渡邊 信君

事務局側

常任委員会専門員

山岸 完治君

本日の会議に付した案件

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百四十三回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

○職業安定法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(吉川春子君外一名発議)

○職業安定法等の一部を改正する法律案(吉川春子君外一名発議)

○委員長(吉岡吉典君) ただいまから労働・社会政策委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、大脇雅子君が委員を辞任され、その補欠として梶原敬義君が選任されました。

○委員長(吉岡吉典君) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百四十三回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

改正する法律案(第百四十三回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

改正する法律案(第百四十三回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

改正する法律案(第百四十三回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

○今泉昭君 おはようございます。民主党・新緑風会の今泉でございます。

きょうは、これまでの議論を踏まえまして、最終的なこれまでの議論の確認を行う意味で、大臣に対して七項目にわたります確認の答弁をいただきたいというふうに思っております。

まず第一点でございますが、衆議院の修正により加えられました派遣先によるところの派遣労働者を特定することを目的とする行為の制限の規定の実効を確保するために、派遣先による事前面接とかあるいは履歴書提出の要請の禁止など、その内容の明確化を図るべきではないかというふうに私も考えております。特に、合理的な理由のない性別、年齢等の定めを労働者派遣契約に置くことのないようにすべきではないかと考えておりますが、この点について大臣の確認の答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣(甘利明君) 派遣労働者を特定することとを目的とする行為につきましては、指針において具体化をいたしまして、必要な指導に努めることといたしたいというふうに考えております。

○今泉昭君 第二点でございますが、医者とかあるいは看護婦の業務については、国民の生命に直接関係する業務であるというふうに考えております。また、タクシーであるとかバスの運転手の業務については、旅客の安全が任されている業務であるというふうに考えております。それぞれ適用除外業務とすべきではないかというふうに考えるわけでありまして、特に林業関係の業務についても適用除外とすべきものがあるのではないだろうかというふうに考えますが、この点について大臣の確認の答弁をいただきます。

○国務大臣(甘利明君) 御指摘の点であります。が、医師であるとかあるいは看護婦の業務は人命に直接関係するものでありまして、医師等の医療

従事者が緊密な連携のもとにその業務を適切に遂行するということが求められるというふうに考えております。したがって、これらの業務の取り扱いにつきましては、このような業務の特性を十分に踏まえつつ検討を行いまして、中央職業安定審議会の意見を聞きまして適切に対処したいというふうに考えております。

それから、タクシー、バスの運転手の業務の取り扱いにつきましては、旅客の安全、利便等を含め、運輸省と連携しつつ検討を行いまして、中央職業安定審議会の意見を聞きまして適切に対処したいというふうに考えております。

それから、林業関係の業務のうち建設業務に該当するものとして適用除外となるもの以外の業務の取り扱いにつきましては、林野庁と連携いたしまして検討を行いまして、中央職業安定審議会の意見を聞きまして適切に対処したいというふうに考えております。

○今泉昭君 中央職業安定審議会の結論を早く出していただきたいというふうな考え方でございしますが、大体いつごろをめどに考えておけばいいでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) できるだけ迅速に対処したいと思っておりますが、年内をめどにしたいと思っております。

○今泉昭君 第三番目の問題でございますが、労働者派遣法の法違反の取り締まりに関しましては、派遣労働者の苦情であるとか、いろいろな問題につきましましては職業安定所が窓口となつていろいろな対応を考えていかれるという答弁をこれまでいたしておられますが、派遣労働者の保護など派遣法の実効性を確保するためには、司法警察官と言われているところの労働基準監督官が本法の執行を担当すべきではないかと考えておりますが、

この点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 御指摘の点でありますけれども、都道府県労働局におきまして職業安定行政と労働基準行政とが統合されるということを中心頭に置きまして、使用者責任の遵守の観点から両行政の連携のあり方も含め、今後検討していくこととしたいと考えております。

○今泉昭君 四番目の確認でございますが、派遣事業者の売上高の規模をみますと、とにかく小さな事業者が多いわけでございまして、年間五千万円以下の事業者が約六五%を占めているという実態が明らかになっております。このような中小企業そのものが十分な派遣労働者の管理であるとか教育であるとか、法の遵守ができるものかというところが一番心配でございますが、この点についての見解を明らかにしていただきたいと思っております。

○国務大臣(甘利明君) 現行制度におきましても一般労働者派遣事業の許可に当たりますと、許可要件として派遣元事業主の教育訓練に関する能力であるとか実施体制等の厳正な審査を行いますとともに、教育訓練の実績を事業報告において記載させまして、その実施状況を把握しているところであります。

また、派遣先につきましては、今回の改正法案におきまして派遣労働者の適正な就業環境の維持等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないということも明記したところであります。

さらに、衆議院の修正によりまして、派遣元の許可要件といたしまして個人情報保護の適正管理に係る要件が追加されたところであります。

これらに加えて、派遣労働者の苦情の処理等を行わせるため選任が義務づけられていた派遣元責任者について、その雇用管理の能力を高めまして適正な派遣就業が確保されるよう定期的に派遣元責任者研修というのを行っているところであります。

さらに、衆議院の修正によりまして派遣元責任者の業務として追加されました派遣労働者等の

個人情報の管理につきまして、派遣元責任者研修の内容に盛り込むことといたしているところであります。

これらの措置によりまして、中小規模の派遣元事業所におきましても十分な雇用管理が行われるものと考えているところでございます。

○今泉昭君 第五問であります。ネガティブリスト化を臨時的、一時的な労働力の需給調整に関する対策と位置づけられるわけでございまして、拡大される業務というものは臨時的、一時的派遣に限定すべきというふうに法文にむしろ明記すべきじゃないかというふうな意見を我々としては持っているわけであります。こういう明記がない中で常用雇用の代替が十分に防止できるのかどうか、こういうことについての見解を明らかにしていただきたいと思っております。

○国務大臣(甘利明君) 今回の改正法案におきましては、派遣期間一年の制限という客観的かつ明確な基準によりまして臨時的、一時的な労働者派遣を確定するものでありまして、さらに一年の制限期間の遵守を徹底するために、もう既にお話をさせていたいただいております。まず一点としてこれに違反した派遣元には改善命令を出しまして、なお改善されない場合には罰則を適用する。二といたしまして、一年を超えて派遣を受け入れた派遣先は勧告、公表の対象とすること。そして三点といたしまして、一年間派遣を受け入れた派遣先には派遣労働者の雇用の努力義務を設けること等の措置を講じておりまして、さらに、衆議院の修正によりまして、一年を超えて派遣を受け入れた派遣先には雇入れ勧告を行うこととされ、派遣元には直接罰則が適用されるということとなったことから、常用雇用の代替は十分防止できるのではないかと考えております。

○今泉昭君 次に、六番目の確認でございますが、一年を超える継続派遣の違反に対しまして、大臣の勧告、そしてまた企業名の公表だけでは派遣労働者の雇用の救済、保障はないのではないかと危険性がございしますが、この点については

いかがでございますか。

○国務大臣(甘利明君) ただいまの点であります。衆議院の修正におきまして、一年を超えて派遣労働を受け入れた派遣先への雇入れ勧告、公表の制度を設けることとされたわけであります。が、今回の改正により設けられる公共職業安定所における苦情処理や違法事案の申告制度の適切な運用とともに、定期監督や臨検監督を的確に実施することによりまして、この勧告制度を適切に運用し、常用雇用の代替防止、派遣先での直接雇用の促進に十分効果を上げてまいりたいと考えております。

○今泉昭君 最後の確認になりますが、有料の職業紹介事業につきましては中立公正な事業運営が求められまして、これが確保されないおそれのある事業者やリストラ支援を主たる目的とする事業者は参入をむしろ排除する必要があるのではないかと懸念しております。したがって、採用側、求人側である経営者で構成されている団体に対し事業の許可を行うことは適当ではないのではないだろうかというふうにご意見を伺うのですが、労働大臣の見解を明らかにしていただきたいと思っております。

○国務大臣(甘利明君) 有料職業紹介事業の許可をめぐりまして、御指摘のような中立公平性の担保に欠ける可能性のある事業者の是非について慎重な意見があるということはよく承知をいたしております。

いずれにいたしましても、法案成立後に中央職業安定審議会における許可要件の具体的な検討であるとか、あるいは許可案件の個別の審査等の結果を踏まえまして、適正に対処してまいりたいと考えております。

○今泉昭君 以上で確認の質問は終わります。

○市田忠義君 日本共産党の市田です。

私は、この間の法案の審議を通じて、常用代替を本当に厳格に禁止するのなら、少なくとも人員削減を行った企業については一定の期間派遣労働者の受け入れ制限を行うべきだと。日本共

産党の対案では、リストラで人減らしをやった企業については、少なくとも一年間は派遣の受け入れ制限を行うべきだと、こういうことを主張しました。それに対する本会議での小淵総理の答弁は、「リストラで人を減らした企業への派遣に対するお尋ねでありました。このような企業への派遣を一律に禁止すればその企業への派遣を希望する労働者のニーズに的確に対応できなくなり、不適当であると考えます。」、こういう答弁で、あたかも派遣労働者が派遣先を自由に選べる権利があり、それを阻害するから認めがたい、こういうものでした。

この点について、労働大臣に対して同じお考えかということをお尋ねしたところ、大臣は総理答弁の内容に加えて全く新しい見解を出された。これは重大な変更に当たるということで、私は質問を留保しましたが、改めて労働大臣の答弁を求めます。

○国務大臣(甘利明君) この件に関しましては、若干言葉足らずで御迷惑をおかけしたことは遺憾に存じております。

改めて私の考えを答弁させていただきます。

人減らしをした企業への派遣を禁止することは適当ではなく、その最も大きな理由としては労働者のニーズに的確に対応できなくなるということでありますけれども、これに次ぐ大きな理由を挙げるとすれば、企業経営の観点をあわせて考えても同様に適切ではないというふうにご意見を伺っています。このような意味で私の答弁は週日における総理答弁と同じ趣旨であるというふうに思っております。

○市田忠義君 私は、今大臣が挙げられた二つの理由とも全く納得できない。

一つ目の、人減らしをした企業への派遣を禁止することは適当でないその最も大きな理由としては、労働者のニーズに的確に対応できない。しかし、労働者のニーズが仮にあったとしても一定の政策的な判断に基づいて法律で禁止している例は幾つもあります。例えば、建設業や港湾運送

業、警備業、これは、たとえ労働者が望んだとしても法律で一律に禁止している。あるいは今度の改正案でその他法令で定める業務というのにも加えられる。また、公序良俗に反する派遣などについても派遣元はそれに応じてはならない。さらに、同一就業場所、同一業務についても一年以上の派遣については、どんなに派遣労働者の希望があってもこれではならないことは政府案でも認めているということであれば、たとえ労働者が人減らしをやった企業を望んだとしても、それは常用代替になるんだから禁止をするという政策的判断をして、そういう法律の条項を加えれば幾らでも禁止することは可能じゃないか、現に禁止している例はあるじゃないか。

その点について、大臣、いかがですか。

○国務大臣(甘利明君) 新しい法律を出す、あるいは法律改正をするときには、その法律が期待していることと、あるいは逆に期待していない懸念も当然議論をされることだと思っております。そしてその中で、できるだけマイナス部分を排除してプラス部分が生き残るようにどう手を加えていくかということもあらうと思っております。それは提出前にいろいろ各方面の意見を聞いてそういうふううにベストな状態で出せることもありますし、政府側がベストと思っても、委員会審議を通じてこういう点をもっと改善した方がいいという御意見も出されると思えます。衆議院でも修正がされました。常用代替の防止につきましてもいろいろと二重三重に手が増えられたというふうに思っております。

これらを通じて、むしろプラスの面がしっかりはつきりして、マイナスの面はできる限り減殺をされたというふうに思っております。

○市田忠義君 今の答弁は全く納得できませんが、時間がありませんから、二つ目の理由に挙げられた大臣答弁についてお伺いします。

労働大臣は、人減らしをやった企業に派遣を一年間禁止することができない理由として、当該企業の経営の立て直しに支障をもたらす、当然その

企業も経営戦略の中で勝ち抜いていかなければならないわけでありまして、ある手段は有効に使えるというところは企業側の論理としては当然働くこと、すなわち経営の立て直しや経営戦略のためには常用雇用労働者の人減らしをして派遣に切りかえることを是認する答弁をこの委員会で行われた。

しかし、本来、リストラで人減らしをやるというの、当該労働者の仕事はなくなつたから減らす、あるいは企業が人減らしをやらなかつたら立ち行かなくなる、だから人減らしをやるんだあつて、にもかかわらずその当該業務に、常用雇用労働者を首切つておいて、そのかわりに派遣労働者を充てるということになれば、その人減らしそのものに合理的な根拠はない。あるいは、この委員会の答弁の中でも、労働者派遣の自由化によつて常用代替、すなわち常用労働者が派遣労働者に置きかえられていくんじゃないか、そういう心配の声が各方面から上がつていて、そういう質問に対して、常用代替については厳格に禁止するという方策をとる、こういう答弁でした。常用代替を厳格に禁止するという答弁しながら、事実上の常用代替の奨励になつていくんじゃないか、いかがですか。

○国務大臣(甘利明君) 全く誤解をされておるのではありません、リストラというのは人員削減だけではありません、人員削減も場合によつてはあり得ると思ひますが、常用雇用をカットした企業に対して常用代替が行くことであるならば矛盾をしているのは確かでありまして、常用代替を、その削減せざるを得ない企業が臨時的な戦力として残りの常用雇用を守つていくために武装するという選択肢はあつていいと思ひますから、そういう意味でこれが使えると思ひますのでありまして、常用雇用をリストラしておいて常用雇用を採用するということであるならば明確に矛盾をしておりますが、そうではありません。

○市田忠義君 全く大臣わかつていないですよ。常用雇用労働者を首切つて、そのかわりに安上が

りな派遣労働者を雇用することを常用代替というんです。そのことを厳格に禁止すると答弁しておきながら、一向に構わない、企業戦略上そういう要求にこたえなければならぬ。一方ではあたかも労働者の要求にこたえるというふうなポーズをとるが、企業の要求にこたえるためにそういうことをやつてよろしいと言つておいて、同じことをやつてよろしいと云つておいて、大臣の見解は全く違います。常用代替そのものではないか、大臣の見解は全く違います。

あなたがそういう答弁を繰り返している間に現実はどういう事態が進行しておるか。衆議院でこの改正案が通過のめどが立つた五月十八日、三菱商事で新人事制度の基本骨格が示された。私、ここにその「新人事制度について(基本骨格案)」、これは三菱商事のものです。これにどういうことが書かれてあるか。もうその法案が通ることを見越して恐るべきことが計画されているんです。

これによりまして、女性労働者を中心にした事務職掌、一般事務ですね、事務職掌と呼ばれる人たちの行っている業務は今後派遣社員、分社等への業務委託に切りかえて、今この仕事に携わっている人たちに、転動を伴うスタッフか、それが嫌なら分社や派遣会社への転籍による現職継続ということにしよう、これが計画ですよ。常用代替どころか、常用労働者の派遣労働者化そのものなんです。

こんなことが、労働者のニーズにこたえる、あるいは企業再建の手段として合理的と言へるか。私は、こういう事態についてよく調べた上で政府として明確な指針を示すべきだと思ひます。大臣、最後に答弁を求めます。

○国務大臣(甘利明君) 法律の中身に抵触するようないふことはちゃんと調査をし、厳正に対処してまいる所存でございます。

○市田忠義君 時間が来ましたので、まだまだ質問したいことがあります、終わります。

○委員長(吉岡吉典君) 他に御発言もなければ、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働

者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百四十三回国会開法第一〇号)及び職業安定法等の一部を改正する法律案(開法第九〇号)に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。

○市田忠義君 私は、日本共産党を代表して、政府提案の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案及び職業安定法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

そもそも職業安定法は、職業選択の自由、生存権や勤労権の保障をうたつた憲法の理念を実現するものとして制定されました。それ以来、職業安定法と職業安定行政は、各人の能力に応じて適切な職業につく機会を与え、職業の安定を図るために、職業のあつてに営利を持ち込むこと及び人貸し業である労働者供給事業をかく禁じ、国による無料の職業紹介を原則としたのです。これは労働関係の近代化と労働条件の向上、安定的な雇用の発展に大きな役割を果たしてきました。ところが、一方の柱である労働者供給事業は、労働者派遣法の制定によつてほぼ全面的に骨抜きにされました。そして、もう一方の柱である無料職業紹介の原則も本改正案によつて放棄され、民間職業紹介事業を自由化するものであります。こうして本改正案は戦後打ち立てられた国民の基本的権利をないがしろにするものであり、到底容認することはできません。

以下、具体的に反対の理由を述べます。

まず、労働者派遣法の改正であります。第一に、これまで二十六業務に限定していた対象業務を、港湾運送、建設、警備以外のすべての業種に広げたことは、大量の低賃金、無権利の派遣労働者をつくり出さざるを得ないからであります。本委員会でも、派遣労働者の賃金が競争原理で決められ、際限のない引き下げ競争にさらされ

ことは、政府自身による派遣料金の入札から明らかにになりました。

第二に、常用労働者の派遣労働者への置きかえが加速するからであります。本案は、常用代替を防止するとして、一年間の派遣制限期間を設けておりますが、同じ事業所の中でも課をかわり、係をかわれば期間制限が適用されないという、しり抜けの規定であります。重大なのは、審議の中で、リストラ手段として派遣を認めるという見解を労働大臣が明らかにしたことあります。ここにこそ本改正案の本質があると言えます。また、特定の会社に対して労働者派遣を行ういわゆる専ら派遣は、現在の法律でも規制されていないながら、勧告された事例は一件もありません。ある事業部門の労働者を丸ごと派遣会社に転籍させてもとの企業に派遣させる丸ごと派遣も同様であり、こうしたリストラの手段を政府自身が野放しにしたままで、どうして国民の納得が得られるでしょう。

第三に、派遣契約の中途解除、個人情報保護にかかわる規定、派遣労働者の賃金、社会保険等の加入義務にかかわる派遣先の連帯責任、派遣労働者の団結権の保障など、派遣労働者の保護にかかわる規定が極めて不十分であるからであります。

第四に、請負という名で大規模に派遣労働者化が進められている実態について、何ら有効な措置を講じていないからであります。派遣と請負の区別という大臣告示を労働省自身が悪用して、違法派遣を偽装請負にするよう指導していることが告発されています。このようなことが今後も続けられるならば、製造業の適用除外は全く意味がないものになります。

次に、職業安定法の一部改正についてであります。

職業安定法の一部改正案は、有料職業あっせん業を全面的に解禁することとしています。これは職業法の性格を根本的に変え、営利を目的に職業のあっせんを行うというものであり、容認できません。

せん。有料職業紹介が、紹介件数の効率を競い合い、そのことが長期安定雇用をないがしろにするであろうことは容易に想像できるものであるからであります。職業紹介の原則は、自由、的確、公益、公平、中立、労働条件の明示の六原則ですが、有料職業紹介では、恣意的な求人情報の公開が行われ、求職者の権利が著しく侵害されるおそれがあります。今政府がやるべきことは、職業紹介の営利事業化ではなくて、職業安定行政の職員を大幅にふやし、労働者の雇用確保に全力を挙げることです。

これらの法案が、民主主義の憲法をじゅうりんし、雇用不安、社会不安に一層拍車をかけることは明白であります。衆議院段階で派遣労働者の要求を一定限反映した修正が行われましたが、原案の持つ根本的な問題点は残されたままであり、派遣労働の矛盾が集中する登録型派遣に至っては、労働団体の要求にこたえるような改善は一切行われていません。

当委員会においても、各委員や参考人から出された数多くの法案の問題点が解明されないまま積み残しとなっていることも指摘せざるを得ません。

私は、本委員会が政府案と一括で審議された日本共産党の提案している派遣労働者保護法案、職業安定法改正案の成立こそが労働者、国民の声にこたえる抜本的な改正の道であることを申し上げるとともに、引き続き、派遣労働者の保護と労働法制、労働行政の改善、後退を許さず、あらゆる労働団体、労働者と連携して、最後まで奮闘することを表明して、反対討論を終わります。

○山本保君 私は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、自由党及び参議院の会を代表して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案及び職業安定法等の一部を改正する法律案について、賛成の討論を行います。

近年、労働者の就業形態や就業意識の多様化が進み、労働力需給の形は大きく変わっています。

この中で、雇用の安定を図るためには、新しい雇用の創出に加えて、労働力需給のミスマッチを解消し、多様な選択肢を確保するための対策が重要であります。

そのためには、従来の公共職業安定機関の機能を充実強化するほかに、民間の職業紹介事業や労働者派遣事業の活力や創意工夫を生かし、新しい労働力需給の調整の役割を果たせるようにすることが重要であります。

また、あわせて、これらの労働者の権利の保護が十分に確保されるよう、労働市場のルールの整備充実とその厳格な履行を確保することが必要であります。

労働者派遣法及び職業安定法の改正案は、これらに対応するものであると思います。また、民間の労働力需給調整事業に関する国際基準としてのILO第181号条約を踏まえて、労働力の円滑、的確な需給調整を促進するとともに、労働者の保護措置を強化することを内容とするものであります。

まず、労働者派遣法の改正案は、第一に、労働者に多様な選択肢を確保し、就業機会の拡大を図るため、我が国の雇用慣行との調和等にも配慮した上で、臨時的、一時的で、かつ広範な業務分野について、労働者派遣事業を行えることとするものと。

第二に、派遣期間を原則として一年以内とし、また、一年間継続して派遣就業した労働者については、派遣先に雇用の努力義務を課するとともに、派遣期間が一年を超えた場合の派遣先に対する雇い入れ勧告制度及び派遣元事業主に対する罰則を設けるなど、常用雇用の代替防止と、派遣先での直接雇用を図る措置を設けること。

第三に、個人情報保護を確保するため、申告制度を設け、派遣労働者を特定することを目的とする行為を制限し、さらには、セクシュアルハラスメント、母性保護に関する雇用機会均等法の規定を派遣先に適用するなど、労働者保護措置の拡充を図ること等を内容としております。

次に、職業安定法の改正案は、有料職業紹介事業の取扱職業種別の自由化、個人情報保護等、労働者保護等のルールの整備、公共職業安定所機能の強化等を内容とするものであり、ミスマッチを解消し、失業期間の短縮をもたらすものであります。

このうち、労働者派遣法の改正案については、審議会における検討を経て取りまとめられた政府案について、労働者の権利を一層確保するため、衆議院において適切な修正が加えられており、両法案とも時宜を得た内容と考えられるものであります。

以上の理由により、私は、労働者派遣法等の一部改正案及び職業安定法等の一部改正案について賛成するものであります。

以上で討論を終わります。

○委員長(吉岡吉典君) 他に御意見もなければ、討論は結局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百四十三回国会閣法第一〇号)の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉岡吉典君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、笹野君から発言を求められておりますので、これを許します。笹野貞子君。

○笹野貞子君 私は、ただいま可決されました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党及び参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び

派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、適用除外業務を政令で定めるに当たっては、その業務の実施の適正を確保するためには労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でないと思われる業務について、中央職業安定審議会の意見を踏まえ適切に措置すること。

二、今回の改正により新たに対象となる業務における登録型の派遣労働者については、この法律の施行三年経過後における労働者派遣法の規定についての検討に際し、その就業の実情、労働条件の確保等の状況を把握、分析し、必要な検討を加えること。

三、請負等を偽装した労働者派遣事業の解消に向けて、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準について一層の具体化、明確化を図るとともに、周知徹底、厳正な指導・監督を行うこと。

四、派遣期間一年の制限に係る「同一の業務」及び「継続」の判断基準について、中央職業安定審議会の意見を聴き指針に可能な限り明確に定めること。

また、派遣期間一年の制限に違反して労働者派遣の受入れを行っている場合における労働大臣による派遣先に対する雇入れ勧告について、実効性を確保するためその適切な運用を図ること。

五、派遣元における派遣労働者の個人情報保護の実効性を確保するため、派遣元事業主が収集、保管、使用する個人情報範囲並びに許可基準中の個人情報適正管理に係る要件及び派遣元責任者の業務の内容について、中央職業安定審議会の意見を聴き可能な限り明確に定めること。

六、派遣先におけるセクシュアルハラスメント

を防止するため、派遣先に対し必要な指導等適切な措置を講ずること。

七、派遣先は派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の中途解除を行うおとす場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときは契約解除の少なくとも三十日前に派遣元事業主にその旨の予告を行わなければならないこととする。また、この予告をしない派遣先は派遣労働者の三十日以上賃金に相当する損害賠償(解除の三十日前の日と予告をした日との間の日数が三十日未満の場合はその日数分以上の賃金に相当する損害賠償)を行わなければならない旨を指針に明記し、その履行の確保を図ること。

八、派遣先は当該派遣先における労働者派遣契約の定めに関する事実を知ったときは、これを早急に是正すること、労働者派遣契約の定めに関する行為を行った者及び当該派遣先責任者に対し労働者派遣契約を遵守させるために必要な措置を講ずること、派遣元事業主と十分協議した上で損害賠償等の善後処理の方策を講ずること等適切な措置を講ずべき旨を指針に明記し、派遣先による労働者派遣契約違反の防止等のための指導の徹底を図ること。

九、派遣元事業主は社会・労働保険に加入の必要がある派遣労働者について加入させてから労働者派遣を行うべき旨及び派遣先は社会・労働保険に加入している派遣労働者を受け入れるべき旨を指針に明記し、その履行の確保を図ること。

また、派遣労働者を含む短期雇用労働者に係る社会労働保険の在り方について、早急に検討すること。

十、派遣労働者の職業能力の開発・向上を図るため、派遣元事業主による一層の教育訓練の機会の確保を図られるよう、適切な指導等に努めること。

十一、派遣労働者の保護の実効性の確保につ

て、都道府県労働局において職業安定行政と労働基準行政とが統合されることを念頭に置き、使用者責任の遵守の観点から、労働基準監督官との連携の在り方も含め、検討を行うものとする。

十二、この法律の施行三年経過後における労働者派遣法の規定の検討に際し、派遣労働者の保護や職業能力の開発等労働者派遣事業の制度の在り方について総合的に検討を加えること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(吉岡吉典君) ただいま笹野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉岡吉典君) 全会一致と認めます。

よって、笹野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、職業安定法等の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉岡吉典君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、笹野君から発言を求められておりますので、これを許します。笹野貞子君。

○笹野貞子君 私は、ただいま可決されました職業安定法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党、新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党及び参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

職業安定法等の一部を改正する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、現下の厳しい雇用・失業情勢の下で、公共職業安定所その他の職業安定機関が働く人々の雇用の安定及び多様な職業選択の機会の確保のためのセーフティネットとしての役割を適切に発揮できるよう、また、民間の事業者がその活力や創意工夫を活かし労働力需給調整の役割を適切に果たせるよう、職業安定機関の職業紹介、職業指導等の機能の拡充強化、民間職業紹介事業者、労働者派遣事業者等に対する指導監督の強化、求職者、派遣労働者等からの苦情等への対応の充実等を図るとともに、必要な体制整備に努めること。

二、この法律の施行三年経過後における職業安定法の規定の検討に際し、短時間・短期労働者に対する職業紹介等職業紹介事業の制度の在り方について総合的に検討を加えること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉岡吉典君) ただいま笹野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉岡吉典君) 多数と認めます。よって、笹野君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの両決議に対し、甘利労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。甘利労働大臣。

○国務大臣(甘利明君) ただいま決議のありました両法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重し、努力してまいっている所存であります。

○委員長(吉岡吉典君) なお、両案の審査報告書

八

請願者 岩手県上閉伊郡大槌町小釜三ノ

名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第二七五〇号 平成十一年五月三十一日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 新潟県上越市安江一ノ一七

内山友子外二千六百名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第二七五一号 平成十一年五月三十一日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市大字重ノ木乙一、五

九七 森田和彦外二千六百名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第二七五二号 平成十一年五月三十一日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 熊本県菊池郡合志町豊岡二、〇〇

〇一、六四〇 中村洋子外二千六百名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第二七五三号 平成十一年五月三十一日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 北海道登別市登別東町五丁目 高

橋幸一外二千六百名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第二七五四号 平成十一年五月三十一日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

違法の抜本的改正に関する請願

請願者 名古屋市長東区宝が丘一五〇ノ一

土屋博信外二千六百名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第二七五五号 平成十一年五月三十一日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 山口県徳山市周陽一ノ一五〇

緒方博文外二千六百名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第二七五六号 平成十一年五月三十一日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡白浜町三、二二

三ノ一〇 大仲泰弘外二千六百名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第二七五七号 平成十一年五月三十一日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 石川県加賀市片山津町湖城二ノ一

七 中出真美外二千六百名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第二七五八号 平成十一年五月三十一日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 宮崎県日南市大字戸高一、一五六

分田節子外二千六百名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第二七五九号 平成十一年五月三十一日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 沖縄県国頭郡金武町字金武三、八

七二 伊芸清治外二千六百名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第二七六〇号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市今泉町三八三ノ二

〇九 鈴木慶次郎外五百八十名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七六一号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 秋田市飯島敷丁八ノ二〇 船木節

子外五百八十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七六二号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 札幌市北區篠路一条七ノ一六ノ九

森田由紀子外五百八十名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七六三号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 兵庫県川西市水明台三ノ八ノ二

山本和子外五百八十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七六四号 平成十一年五月三十一日受理

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七六五号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜之郷八〇三ノ

三 大橋加奈子外五百八十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七六六号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 神戸市北區緑町二ノ一六ノ七 今

井徹外五百八十名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七六七号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 宮崎県延岡市土々呂町五ノ一、四

八三 新村初代外五百八十名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七六八号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 沖縄県島尻郡大里村字大城二、〇

〇一 糸数吉信外五百八十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七六九号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 福島県いわき市四倉町西二ノ一三

ノ三 野島幸子外五百八十名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願
この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

請願者 山形市東山形二ノ一〇ノ一四ノ二
〇一 小倉誠外五百八十名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七七七号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 新潟県長岡市乙吉町二、五七三ノ五 吉岡とし子外五百八十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七七二号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡羽茂町大石三〇三 川内涼子外五百八十名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七七三号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 三重県伊勢市河崎三ノ一五ノ一四 浜田みち子外五百八十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七七四号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 長崎市滑石三ノ四〇ノ一七 樋渡友香外五百八十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七七五号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 神奈川県相模原市上溝二二六 練間美雪外五百八十名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七七六号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 静岡県浜松市三和町二四〇 竹内孜子外五百八十名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七七七号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 奈良県大和高田市有井一四四ノ二 二木村けい子外五百八十名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七七八号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 福井市江端町五〇六 嵐山千枝子外五百八十名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七七九号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 和歌山県日高郡日高町小中一、一四六 岡本洋子外五百八十名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七八〇号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 熊本県八代郡鏡町内田六八 江崎美穂外五百八十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七八一号 平成十一年五月三十一日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 鳥取県米子市西三柳四、四六八ノ一 松岡良江外六百三十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第二七八二号 平成十一年五月三十一日受理

労働者派遣法対象業務のネガティブリスト化の採用反対等に関する請願

請願者 東京都大田区大森本町一ノ八ノ一 二ノSノ九〇二 竹内勝子外百十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二六五五号と同じである。

第二八三三号 平成十一年六月一日受理

障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二八三四号 平成十一年六月一日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二八三五号 平成十一年六月一日受理

労災遺族年金支給対象者の改善に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二八三六号 平成十一年六月一日受理

労災ケアプラザの増設と入所条件の緩和に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

この請願の趣旨は、第二三三六号と同じである。

第二八五九号 平成十一年六月一日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 京都府山科区北花山大峰町五〇ノ一九 吉田文雄外八千名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第二八六〇号 平成十一年六月一日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 埼玉県所沢市並木二ノ二ノ一ノ九 一二 浜田渉外七千七百七十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第二八六一号 平成十一年六月一日受理

労働者派遣法対象業務のネガティブリスト化の採用反対等に関する請願

請願者 北海道稚内市中央一ノ三ノ三四 藤谷明代外四十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二六五五号と同じである。

第二八六二号 平成十一年六月一日受理

労働者派遣法対象業務のネガティブリスト化の採用反対等に関する請願

請願者 埼玉県川口市川口二ノ一三ノ一六 一五 田島省三外四十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二六五五号と同じである。

第二八八二号 平成十一年六月一日受理

障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 千葉県市原市松ケ島三三五ノ二ノ

請願者 香川具仲多度郡萬農町字上八五

森昌一

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第二三三六号と同じである。

第二九九五号 平成十一年六月三日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 茨城県那珂郡東海村須和間一、四

三六〇二 清水充外三百六十三名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第二九九六号 平成十一年六月三日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 茨城県水戸市青柳町六五五 宇野

里美外三百七十四名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第二九九七号 平成十一年六月三日受理

労働法制の全面改悪反対、男女共に人間らしく働くルールの確立に関する請願

請願者 名古屋市中区駒止町二ノ一二三

佐久間あゆみ外四百六十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二六六八号と同じである。

第三〇三二二号 平成十一年六月三日受理

障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 埼玉県所沢市宮本町二ノ一六ノ六

大熊利正

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三〇三三三号 平成十一年六月三日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 埼玉県所沢市宮本町二ノ一六ノ六

大熊利正

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第二三三四号と同じである。

第三〇三四四号 平成十一年六月三日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 埼玉県所沢市宮本町二ノ一六ノ六

大熊利正

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第三〇三五五号 平成十一年六月三日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 埼玉県所沢市宮本町二ノ一六ノ六

大熊利正

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第二三三六号と同じである。

第三〇三五七号 平成十一年六月三日受理

労働者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 静岡県浜松市笠井新田町一、三二

四ノ二九 村松昇

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三〇五八八号 平成十一年六月三日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 静岡県浜松市笠井新田町一、三二

四ノ二九 村松昇

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第二三三四号と同じである。

第三〇五九九号 平成十一年六月三日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 静岡県浜松市笠井新田町一、三二

四ノ二九 村松昇

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

労働者災害補償保険法の増設と入所条件の緩和に関する請願

請願者 静岡県浜松市笠井新田町一、三二

四ノ二九 村松昇

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第二三三六号と同じである。

第三〇八八八号 平成十一年六月四日受理

労働者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡広陵町新家三六五

山本敏喜

紹介議員 吉田 之久君

この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三〇八九九号 平成十一年六月四日受理

労働者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町森字堤内六

〇ノ一 岡崎章

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三〇九〇〇号 平成十一年六月四日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡広陵町新家三六五

山本敏喜

紹介議員 吉田 之久君

この請願の趣旨は、第二三三四号と同じである。

第三〇九一一号 平成十一年六月四日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町森字堤内六

〇ノ一 岡崎章

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第二三三四号と同じである。

第三〇九二二号 平成十一年六月四日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡広陵町新家三六五

山本敏喜

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第三〇九三三三号 平成十一年六月四日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町森字堤内六

〇ノ一 岡崎章

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第三〇九四四号 平成十一年六月四日受理

労働者災害補償保険法の増設と入所条件の緩和に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡広陵町新家三六五

山本敏喜

紹介議員 吉田 之久君

この請願の趣旨は、第二三三六号と同じである。

第三〇九五五号 平成十一年六月四日受理

労働者災害補償保険法の増設と入所条件の緩和に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町森字堤内六

〇ノ一 岡崎章

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第二三三六号と同じである。

第三一九〇〇号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 鳥根県出雲市今市町半ヶ沢二八

ノ一 田尻信一外四百十名

紹介議員 阿部 幸代君

現行の職業安定法は、国民の勤労権と職業選択の自由を保障し、強制労働や中間搾取を防止するため、国が公正・中立の立場で無料の職業紹介を行うことを定め、有料職業紹介事業は一部を除き禁止してきた。しかし今回の改正案では、民間職業紹介を原則自由化するものとなっているため、企業利益が優先され、求人企業の望む方向で求職者の選

別が行われやすくなり、職業選択の自由やプライ
バシー保護、紹介手数料という名目での中間搾取
等、労働者保護の面でも多くの問題が危惧される。
失業者が三百万人を超える深刻な雇用情勢の下で
国が緊急に行うべきは、雇用対策の充実や解雇規
制の法制化、労働者保護措置の抜本的強化など
あり、雇用不安を一層助長する雇用流動化策では
ない。

については、雇用の安定を図り、労働者が安心し
て働くことができるルールを確立するため、次の
事項について実現を図りたい。

一、民営職業紹介事業の取扱職業の拡大は行わ
ないこと。

二、プライバシー保護、紹介手数料の上限規制な
ど、労働者保護のための罰則強化を含めた法改
正を行うこと。

三、勤労権と職業選択の自由の保障、労働者保護
を担保するため、公共職業安定機関を始めとし
る労働行政の体制と機能を拡充強化すること。

第三一九一号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 仙台市青葉区本町三ノ二ノ二三

渡辺朗外四百十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三一九二号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 名古屋瑞穂区鍵田町二ノ三〇

北川明芳外四百十名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三一九三号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 長野県小諸市三和一ノ六ノ三二

中山貴子外五百四十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三一九四号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 広島市中区上八丁堀六ノ三〇 船

本由美子外四百十名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三一九五号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 山口市滝町一ノ一 小松加代子外

四百十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三一九六号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 長崎県福江市福江町五〇四ノ一

谷角美佳外四百十名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三一九七号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡大瀬戸町瀬戸西濱

郷四二二 山口太治外四百十名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三一九八号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

強化に関する請願

請願者 千葉県柏市根戸四六七ノ一〇〇

鈴木秀雄外四百十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三一九九号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市寺家二ノ四ノ一 生

川ひろ子外四百十名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三二〇〇号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 三重県津市南新町一三ノ一 森本

邦雄外四百十名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三二〇一号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 札幌市西区八軒三条西三ノ五ノ三

ノ四六 三和功喜外四百十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三二〇二号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 香川県高松市屋島西町一、八八二

ノ二三 森本真実外四百十名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三二〇三号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 香川県丸亀市土器町東七ノ六八四

小山輝子外四百十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三二〇四号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 茨城県つくば市竹園一ノ四ノ八〇

一ノ五〇五 益子栄外四百十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三二〇五号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 鹿児島県川内市若葉町四ノ二四

高橋英也外四百十名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三二〇六号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 三重県津市島崎町三二七ノ二 田

中安明外四百十名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三二〇七号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制
強化に関する請願

請願者 大阪市北区梅田二ノ五ノ二五 城

勉外四百十名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三二〇八号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 広島市東区光が丘一三〇七 政田 陸男外四百十名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三二〇九号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 広島県豊田郡木江町沖浦二、〇四 五ノ二 徳永修外四百十名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三二一〇号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 横浜市中区長者町六ノ九六ノ二 小山内望外四百十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三二一一号 平成十一年六月四日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 広島県竹原市港町二ノ一四ノ三二 西岡隆外四百十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三二二七号 平成十一年六月四日受理

労働者派遣法対象業務のネガティブリスト化の採用反対等に関する請願

請願者 川崎市中原区木月住吉町一、八八 五ノ一 長塚妙子外四十九名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第一六五五号と同じである。

第三二六六号 平成十一年六月四日受理

障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡西原町字翁長四九六 ノ一 上里一之

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三二六七号 平成十一年六月四日受理

障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二一ノ二三 織田晋平

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三二六八号 平成十一年六月四日受理

障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 神戸市西区森友三ノ一五 中島徹 紹介議員 鴻池 祥肇君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三二六九号 平成十一年六月四日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡西原町字翁長四九六 ノ一 上里一之

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三二七〇号 平成十一年六月四日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二一ノ二三 織田晋平

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三三四号と同じである。

第三二七二号 平成十一年六月四日受理

労災遺族年金支給対象者の改善に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡西原町字翁長四九六 ノ一 上里一之

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第三三三五号と同じである。

第三二七三号 平成十一年六月四日受理

労災遺族年金支給対象者の改善に関する請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二一ノ二三 織田晋平

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三三三五号と同じである。

第三二七四号 平成十一年六月四日受理

労災遺族年金支給対象者の改善に関する請願

請願者 神戸市西区森友三ノ一五 中島徹 紹介議員 鴻池 祥肇君

この請願の趣旨は、第三三三五号と同じである。

第三二七五号 平成十一年六月四日受理

労災ケアアブラザの増設と入所条件の緩和に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡西原町字翁長四九六 ノ一 上里一之

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第三三三六号と同じである。

第三二七六号 平成十一年六月四日受理

労災ケアアブラザの増設と入所条件の緩和に関する請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二一ノ二三 織田晋平

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三三三六号と同じである。

労災ケアアブラザの増設と入所条件の緩和に関する請願

請願者 神戸市西区森友三ノ一五 中島徹 紹介議員 鴻池 祥肇君

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願(第三三〇一号)(第三三〇二号)(第三三〇三号)(第三三〇四号)(第三三〇五号)(第三三〇六号)(第三三〇七号)(第三三〇八号)(第三三〇九号)(第三三一〇号)(第三三一一号)(第三三一二号)(第三三一三号)(第三三一四号)(第三三一五号)(第三三一六号)(第三三一七号)(第三三一八号)(第三三一九号)(第三三二〇号)(第三三二一号)(第三三二二号)

一、障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願(第三二七〇号)(第三二七一号)

一、労働者災害補償保険法の改善に関する請願(第三二七二号)(第三二七三号)

一、労災遺族年金支給対象者の改善に関する請願(第三二七四号)(第三二七五号)

一、労災ケアアブラザの増設と入所条件の緩和に関する請願(第三二七六号)(第三二七七号)

一、労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願(第三二二二号)(第三二二三号)

一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の整備に関する請願(第三二二七号)

一、労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願(第三二四〇号)

一、障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願(第三二四八号)(第三二四九号)

一、労働者災害補償保険法の改善に関する請願(第三二四八号)(第三二四九号)

一、労災遺族年金支給対象者の改善に関する請願

第三三三二号 平成十一年六月七日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 埼玉県本市古市場一ノ一五二

石井登志夫外百四十名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三三三四号 平成十一年六月七日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 兵庫県川西市水明台二ノ七〇二

笹木房子外百四十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三三三二五号 平成十一年六月七日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 札幌市西区西野五条四ノ四〇一

今井次雄外百四十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三三三二六号 平成十一年六月七日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 三重県津市八町二ノ五〇一一 佐

脇京子外百四十名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三三三二七号 平成十一年六月七日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 長崎市小ヶ倉二ノ六六七ノ二六

下岡直純外百四十名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三三三三八号 平成十一年六月七日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 広島県尾道市新高山二ノ二、六三

一ノ二〇〇一〇二 片岡俊一外

百四十名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三三三三九号 平成十一年六月七日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 宮崎県都城市年見町三ノ二二〇二

原田義博外百四十名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三三三三〇号 平成十一年六月七日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 北九州市八幡西区岸の浦一ノ五ノ

一〇 西野益貴外百四十名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三三三三一号 平成十一年六月七日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 長野市鶴賀字中塚一四五 田口正

志外百四十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三三三三二号 平成十一年六月七日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 富山市桜町二ノ四二〇 大泉十

三子外百四十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三一九〇号と同じである。

第三三七〇号 平成十一年六月七日受理

障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 三重県亀山市布気町五二九ノ四一

上村泰彦

紹介議員 平田 耕一君

この請願の趣旨は、第三三三三三号と同じである。

第三三七一号 平成十一年六月七日受理

障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡山田五三ノ三

家村安雄

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第三三三三三号と同じである。

第三三七二号 平成十一年六月七日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 三重県亀山市布気町五二九ノ四一

上村泰彦

紹介議員 平田 耕一君

この請願の趣旨は、第三三三三四号と同じである。

第三三七三三三号 平成十一年六月七日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡山田五三ノ三

家村安雄

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第三三三三四号と同じである。

第三三七四四号 平成十一年六月七日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 三重県亀山市布気町五二九ノ四一

上村泰彦

第三三七五五号 平成十一年六月七日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡山田五三ノ三

家村安雄

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第三三三三五号と同じである。

第三三七六六号 平成十一年六月七日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 三重県亀山市布気町五二九ノ四一

上村泰彦

紹介議員 平田 耕一君

この請願の趣旨は、第三三三三六号と同じである。

第三三七七七号 平成十一年六月七日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡山田五三ノ三

家村安雄

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第三三三三六号と同じである。

第三三七八八号 平成十一年六月八日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派

遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 兵庫県川西市新田三ノ九ノ二三

藤田万子外二百二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第三三七九九号 平成十一年六月八日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派

遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市平松本町二九九ノ

一ノ一〇二〇二 荻原明信外二百

一名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第三四二七号 平成十一年六月八日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の整備に関する請願

請願者 横浜市港南区港南台一ノ七ノ一

二 千葉美明外千九百九十九名

紹介議員 齋藤 勁君

雇用・失業情勢が深刻さを増す中で、全国の公共職業安定所には求職者があふれ、また、労働基準監督署、女性少年室には相談者・申告者が急増している。大幅な業務量の増大により職員の努力も限界を超えつつあり、このままでは雇用の安定や労働条件の改善等に対する行政サービスの大幅な低下を招きかねない。今必要なのは、労働者・国民、事業主の要望に迅速かつ適切に対応するために、国の責任を明確にした施策と行政機能の充実、職員の増員等による労働行政体制の整備・強化を図ることである。

一、現下の雇用・失業情勢の深刻化に伴う労働行政の需要増大等に対応するため、緊急に職員の増員等による労働行政の体制整備を行うこと。

二、勤労国民の雇用の確保・安定と労働条件の維持・向上を図るため、左記の観点から職員の増員等によって労働行政各分野の体制整備を行うこと。

1 中高年齢労働者・障害者の雇用促進を始めとして、勤労国民の雇用・失業保障の確立と職業能力開発の推進など行き届いた行政サービス確保のため、必要な職業安定行政の体制整備を行うこと。

2 勤労国民の労働条件、命と健康を守る監督行政、労働安全衛生行政、労働補償行政の充実を図るため、必要な労働基準行政の体制整備を行うこと。

3 雇用・就業における真の男女平等の実現と、仕事と家庭の両立支援対策のための女性少年行政の充実と必要な体制整備を行うこと。

と。

第三四三〇号 平成十一年六月八日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 香川県高松市田村町一、一七九

山内ハナ外四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三四八一号 平成十一年六月八日受理

障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡東彼杵町小音琴

二、一〇一ノ一 深草勝

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三四八二号 平成十一年六月八日受理

障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 石川県松任市倉光西二ノ七ノ一

川崎浩之

紹介議員 馳 浩君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三四八三号 平成十一年六月八日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡東彼杵町小音琴

二、一〇一ノ一 深草勝

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三四八四号 平成十一年六月八日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 石川県松任市倉光西二ノ七ノ一

川崎浩之

紹介議員 馳 浩君

この請願の趣旨は、第二三三三三三号と同じである。

第三四八五号 平成十一年六月八日受理

労災遺族年金支給対象者の改善に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡東彼杵町小音琴

二、一〇一ノ一 深草勝

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第二三三三五号と同じである。

第三四八六号 平成十一年六月八日受理

労災遺族年金支給対象者の改善に関する請願

請願者 石川県松任市倉光西二ノ七ノ一

川崎浩之

紹介議員 馳 浩君

この請願の趣旨は、第二三三三五号と同じである。

第三四八七号 平成十一年六月八日受理

労災ケアプラザの増設と入所条件の緩和に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡東彼杵町小音琴

二、一〇一ノ一 深草勝

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第二三三三六号と同じである。

第三四八八号 平成十一年六月八日受理

労災ケアプラザの増設と入所条件の緩和に関する請願

請願者 石川県松任市倉光西二ノ七ノ一

川崎浩之

紹介議員 馳 浩君

この請願の趣旨は、第二三三三六号と同じである。

第三五二〇号 平成十一年六月九日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 福岡県宗像郡福岡町光陽台五ノ九

名 ノ九 中村延夫外八千二百三十二

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第三五二二号 平成十一年六月九日受理

労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願

請願者 仙台市青葉区中山二ノ二〇ノ二六

根本さく外千四百五十八名

紹介議員 櫻井 充君

違法の抜本的改正に関する請願

請願者 川崎市幸区下平間三八七ノ一ノ二

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第三五二二二号 平成十一年六月九日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 兵庫県加古川市加古川町篠原町一

九九ノ九 川上邦子外七千五百六十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二三三三二号と同じである。

第三五二三号 平成十一年六月九日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願

請願者 名古屋市中区浮野町九七 馬場華

代子外七千名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二三三三二号と同じである。

第三五二四号 平成十一年六月九日受理

職業安定法の改悪反対、労働者保護等の法的規制強化に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区岩井町二二三ノ

一 小山輝子外千八百十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二三一九〇号と同じである。

第三六一八号 平成十一年六月九日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の整備に関する請願

請願者 仙台市青葉区中山二ノ二〇ノ二六

根本さく外千四百五十八名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第三四二七号と同じである。

第三六四四号 平成十一年六月九日受理

障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 名古屋市西区浮野町九七 馬場華

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保
一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三六四五号 平成十一年六月九日受理
障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ
四 珍行美貴夫

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三六四六号 平成十一年六月九日受理
労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保
一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三六四七号 平成十一年六月九日受理
労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ
四 珍行美貴夫

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三六四八号 平成十一年六月九日受理
労災遺族年金支給対象者の改善に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保
一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三六四九号 平成十一年六月九日受理
労災遺族年金支給対象者の改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ
四 珍行美貴夫

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三六五〇号 平成十一年六月九日受理
労災ケアプラザの増設と入所条件の緩和に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保
一、四四二ノ二 佐藤祐作

紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第二三三三六号と同じである。

第三六五一号 平成十一年六月九日受理
労災ケアプラザの増設と入所条件の緩和に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ
四 珍行美貴夫

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第二三三三六号と同じである。

第三六五九号 平成十一年六月九日受理
障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則

紹介議員 常田 享祥君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三六六四号 平成十一年六月十日受理
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行

請願者 愛知県西加茂郡三好町三好丘緑二
ノ六ノ五 山本聡顕外千九百九十

九名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第三四二七号と同じである。

第三六六五号 平成十一年六月十日受理
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行

請願者 広島市佐伯区千同二ノ三ノ二六ノ
七〇二 葛西英司外千九百九十九

名
紹介議員 溝手 顕正君
この請願の趣旨は、第三四二七号と同じである。

第三七一七号 平成十一年六月十日受理
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行

請願者 大阪府羽曳野市高鷲二ノ一七ノ一
六 山本守外二千八百八十九名

紹介議員 高橋紀世子君
この請願の趣旨は、第三四二七号と同じである。

第三七一八号 平成十一年六月十日受理
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行

請願者 栃木県芳賀郡二宮町上江連四九七
ノ一 中嶋孝子外四百二名

紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第三四二七号と同じである。

第三七五七号 平成十一年六月十日受理
高齢者の雇用機会の創出に関する請願

請願者 長野県伊那市福島三七八 松崎岩
夫外二万二千八百五十一名

紹介議員 若林 正俊君
高齢化社会が急速に進行しつつある中で年金・

医療制度改正が進められているが、退職者はもと

より現職者の間にも、高齢期に対する生活不安は

高まっている。高齢期の生活は健康はもとより経

済的にも精神的にも充実して保障されるべきであ

る。

ついては、次の措置を採らねばならない。

一、高齢者の生きがい

生きがいは、社会参加をしている実感、労働

意欲のある者が労働の場に受け入れられること

であり、そのために次の措置を講ずること。

1 六十五歳までの雇用機会の創出・拡大に関

する施策を早期に確立すること。

2 六十歳定年の延長あるいはニーズに即した

再雇用制度を確立すること。

第三七八〇号 平成十一年六月十日受理
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行

請願者 横浜市中区本牧宮原一ノ三ノ六
〇七 住谷和典外八百四十一名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第三四二七号と同じである。

第三七九〇号 平成十一年六月十日受理
労働者派遣法対象業務の全面自由化反対、派遣労

働者の保護措置の拡充等に関する請願

請願者 大阪市住吉区長居西二ノ八ノ三
安田勝助外八百五十四名

紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第二七二八号と同じである。

第三七九一号 平成十一年六月十日受理
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行

請願者 宮崎市大字小松三、〇六二ノ一
木野宮柔剛外千九百九十九名

紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第三四二七号と同じである。

第三八五三号 平成十一年六月十日受理
障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 岩手県盛岡市三本柳八ノ一ノ三
藤原利三

紹介議員 椎名 素夫君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三八五四号 平成十一年六月十日受理
障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願

請願者 山形県東根市神町西二ノ一ノ五〇
吉田七百子

紹介議員 岸 安一君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第八部 労働・社会政策委員会会議録第十四号

平成十一年六月二十九日
【参議院】

一九

第三九一四号 平成十一年六月十日受理

労災遺族年金支給対象者の改善に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

遠藤誠光

紹介議員 市川 一朗君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第三九一五号 平成十一年六月十日受理

労災遺族年金支給対象者の改善に関する請願

請願者 山梨県東山梨郡春日居町寺本一一

三ノ一二 瀬下浩美

紹介議員 中島 眞人君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第三九一六号 平成十一年六月十日受理

労災ケアプラザの増設と入所条件の緩和に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

遠藤誠光

紹介議員 市川 一朗君

この請願の趣旨は、第二三三六号と同じである。

第三九一七号 平成十一年六月十日受理

労災ケアプラザの増設と入所条件の緩和に関する請願

請願者 山梨県東山梨郡春日居町寺本一一

三ノ一二 瀬下浩美

紹介議員 中島 眞人君

この請願の趣旨は、第二三三六号と同じである。

第七号中正誤

ページ 段 行 誤

三 四 保 險

保 健

第十二号中正誤

ページ 段 行 誤

九 三 需 要

需 給

正